

計画の基本的事項【第1章】（P1～5）

○改定趣旨：子ども・子育て支援事業の利用状況等に関する調査等の調査結果や「（仮称）杉並区子どもの権利に関する条例」の制定及び「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」の策定に伴う総合計画等の一部修正、包含する「子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が一期5年とされていること等を踏まえ、令和7年度を始期とする計画として改定します。

○位置付け：基本構想をはじめとする上位計画を踏まえ、杉並区保健福祉計画を構成する子ども家庭分野の計画として策定し、「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援市町村行動計画」「母子保健に関する計画」「母子家庭及び寡婦の生活と安定と向上のための措置に関する計画」を包含します。

○計画期間：「子ども・子育て支援事業計画」の計画期間となる、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度の5年間とします。

○計画目標：すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまちの実現
＜基本構想における、子ども分野の将来像の実現を目指す＞

区を取り巻く状況【第2章】（P7～14）

○区のこれまでの主な取組：各施策別に進めてきた主な取組について記載します。

○国のこども政策の主な動向：国のこども政策について、「こども基本法」の施行や「こども大綱」の策定等、この間の主な動向を記載します。

計画内容【第3章】（P15～74）

＜施策1＞子どもの権利を尊重し
育ちを支える環境の整備・充実

- ▶子どもの権利が尊重される地域社会の実現
- ▶子どもの貧困の解消に向けた対策の推進
- ▶子どもの命と安全を守る児童相談体制の構築
- ▶ヤングケアラー支援の推進

【主な成果指標】

○子どもの権利について知っている区民の割合
令和5（2023）年度 → 令和11（2029）年度
33.8% → 39.0%

＜施策2＞子どもの居場所づくりと
育成支援の充実

- ▶より良い子どもの居場所づくりの推進
- ▶次世代育成基金の活用推進
- ▶その他の子ども・青少年の健全育成支援の取組

【主な成果指標】

○放課後等居場所事業利用者の満足度
令和5（2023）年度 → 令和11（2029）年度
94.6% → 95.0%以上

＜施策3＞安心して子育てできる
環境の整備・充実

- ▶妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実
- ▶地域における子育て支援体制の充実
- ▶保育の質の向上
- ▶多様なニーズに対応した保育サービスの推進
- ▶学童クラブの整備・充実
- ▶ひとり親家庭支援の充実
- ▶就学前教育の充実
- ▶子育てにやさしいまちづくりの推進

【主な成果指標】

○今後もこの地域で子育てをしたいと思います親の割合
令和5（2023）年度 → 令和11（2029）年度
97.1% → 98.0%

○保育所利用者の満足度
令和5（2023）年度 → 令和11（2029）年度
94.5% → 95.0%以上

○学童クラブ利用者の満足度
令和5（2023）年度 → 令和11（2029）年度
93.9% → 95.0%以上

＜施策4＞障害児支援の充実と
医療的ケア児の支援体制の整備

- ▶未就学児の療育体制の充実
- ▶学齢期の障害児支援の充実
- ▶地域における医療的ケア児の支援体制の整備

【主な成果指標】

○児童発達支援事業を利用している未就学児のうち、区内の事業所に通所している割合
令和5（2023）年度 → 令和11（2029）年度
93.9% → 100%

子ども・子育て支援事業計画（第3期）【第4章】（P75～101）

○国の基本指針※で示された「区市町村子ども・子育て支援事業計画」の基本的記載事項（下記のとおり）を上位計画と整合を図りつつ計画化しました。

○改正児童福祉法、改正子ども・子育て支援法等により創設された事業や新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業の内容を反映しています。（下記★印）

○基本指針で任意記載事項とされている事業等を含む、子ども・子育て施策全般は、第1章から第3章までで明らかにしています。

※ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年7月2日号外内閣府告示第159号）

1 就学前の教育・保育

- (1) 教育施設
 - ・私立幼稚園
 - ・区立子供園（短時間保育）
- (2) 保育施設
 - ・認可保育所
 - ・地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育）
 - ・認可外保育施設等（認証保育所、グループ保育室、家庭福祉員、家庭福祉員グループ区立子供園（長時間保育）、私立幼稚園長時間預かり保育）

2 地域子ども・子育て支援事業

- (1) 妊婦健康診査（妊婦健康診査事業）
- (2) すこやか赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）
- (3) 利用者支援事業（利用者支援事業）★
- (4) 産後ケア事業（産後ケア事業）★
- (5) 乳幼児親子のつどいの場（地域子育て支援拠点事業）
- (6) 乳幼児の一時預かり事業（一時預かり事業）
- (7) こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）★
- (8) 延長保育（延長保育事業）
- (9) 病児保育事業（病児保育事業）
- (10) 小学生対象のファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- (11) 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- (12) 子どもショートステイ事業（子育て短期支援事業）
- (13) 養育支援訪問事業等★（養育支援訪問事業及び必要保護児童等に対する支援に資する事業）
- (14) 保護者の実費徴収に係る補助（実費徴収に係る補給給付事業）
- (15) 新規参入施設への巡回支援等（多様な事業者の参入促進・能力活用事業）



計画の推進に当たって【第5章】（P103～105）

○関係機関等との連携

- (1) 就学前の教育・保育及び地域子育て支援事業者、関係機関、地域住民・団体等との連携を図ります。
- (2) 計画の進捗状況等の検証・評価は、杉並区子ども・子育て会議（子ども・子育て支援法第72条第1項に基づく区長の附属機関）の意見を聴取し、必要な改善・見直し等を実施します。
- (3) 庁内連携による分野横断的な課題への対応と施策の推進を図ります。（第1章6）

○子どもの意見聴取の実施

こども基本法第11条の規定を踏まえ、子どもの権利の保障に関する施策について、子どもの意見聴取を実施し、意見を反映させるための必要な対応を図ります。

